

市内屋内体育施設における利用の制限について

国の緊急事態宣言に基づく埼玉県からの要請に伴い、人流の抑制及び感染症拡大防止の観点から新たに市内体育施設での利用を下記のとおり制限することといたしました。皆様の御理解を賜りますようお願いいたします。

記

《期 間》

令和3年9月13日（月）から同年9月30日（木）まで

※緊急事態宣言発令期間が延長された場合は同期間

《屋外体育施設》（★が変更箇所）

・夜間の利用区分（午後8時以降の時間帯を含む利用区分）の利用中止

★新規登録受付の中止（市内・市外全ての区分）

★登録更新手続の中止（市内・市外全ての区分）

【対象施設】

市営運動場・庭球場、大和田少年サッカー場、新座市総合運動公園野球場
学校校庭夜間照明施設（新座中、第三中、第四中、石神小）

《屋内体育施設》（★が変更箇所）

・午後8時以降のトレーニング室、卓球場等の個人利用の中止

・夜間の利用区分（午後8時以降の時間帯を含む利用区分）の利用中止

・市外の方の個人利用の中止

★新規登録受付の中止（市内・市外全ての区分）

★登録更新手続の中止（市内・市外全ての区分）

★新規予約受付の中止（市内・市外全ての区分）

※なお、すでに予約済みのものについては利用可能とする。

★トレーニング室の利用における初回講習会受付の中止

【対象施設】

市民総合体育館、福祉の里体育館